

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先様や価値創造を図る事業者様との連携・共存共栄を進めることで、

新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携 直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業計画や働き方改革の観点から取引先のテレワーク導入や事業継続計画策定の助言などの支援も進めます。

(個別項目)

- a. お取引先様との信頼関係を築き、協力しながら、製品の安全、労働者の安全、安心と人権の尊重等を尊び、幅広く社会的責任を考慮した、持続可能な調達、手配の実現を目指します。

- b. 社全体の環境方針に則り、その考え方を実践し、お取引先さまと共に環境への取り組みを実施します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

① 價格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 支払条件

下請代金は可能な限り現金、銀行振込で支払います。手形は発行しません。

③ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書の雛形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡等は求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。

災害時等においては、下請事業者に取引上的一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

2024年1月5日

株式会社 ママショップ加納

代表取締役 後藤 弥生